

上田市国民保護計画の一部変更について

1 上田市国民保護計画について

(1) 計画策定の背景等

武力攻撃事態等から国民の生命、財産などを保護するため、国等の責務や住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など必要な事項を定めた国民保護法が平成 16 年に施行され、市町村は、平成 17 年に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」などを踏まえ、国民の保護に関する計画を作成し、自ら国民の保護のための措置を実施することとされ、上田市は平成 19 年 3 月に上田市国民保護計画を策定した。

(2) 計画概要

市町村の国民保護計画には、当該区域の国民保護措置の推進、警報の伝達、避難実施要領策定、住民の避難措置、救援、安否情報の収集・提供など、訓練並びに物資などの備蓄、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を定めることとなっており、上田市国民保護計画には、これらの事項を踏まえ、上田市域で武力攻撃事態等が発生した場合における、国の指示等に基づく上田市国民保護対策本部の設置、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導、救援の協力など市が実施する国民の保護のための措置等を定めている。

2 上田市国民保護計画の一部変更について

(1) 変更の趣旨

国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更及び「長野県国民保護計画」の修正を踏まえ、上田市国民保護計画の一部変更を行う。

(2) 変更内容

項目	概要	根拠
(ア) エムネット、 J アラート 関係	武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達するため、情報伝達手段として緊急情報ネットワークシステム（Em - Net（エムネット））、全国瞬時警報システム（J - ALERT（J アラート））の整備について追加	
	基本的考え方（P28） 複数の情報伝達手段の整備として、エムネット、Jアラートの記載を加える。 警報等の伝達に必要な準備（P29） 防災行政無線の整備において、サイレン吹鳴等を行う運用に必要なシステム及び機器の整備として、エムネットの記載を加える。 警報の内容の伝達方法（P55） 警報の内容の伝達方法について、エムネット、Jアラートの記載を加える。	
(イ) 安否情報 システム 関係	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報などは、原則として安否情報システムを用いて県に報告するよう変更	
	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（P29） 住民の安否情報に関して、原則として、安否情報システムを用いた報告とすることへ変更する。 県に対する報告（P71） 武力攻撃事態等における安否情報の県に対する報告方法は、安否情報システム等により行うことへ変更する。	
(ウ) 避難行動 要支援者 関係	災害時要援護者の名称が避難行動要支援者となったことなどに関連する変更	
	避難に関する基本的事項（警報の内容の伝達方法、避難実施要領の策定、避難住民の誘導）など（P34、35、55、59～62） 避難行動要支援者の避難について、記載を加えるとともに、以下のとおり変更する。 ・災害時要支援者の避難支援プラン 避難行動要支援者名簿 ・災害時要援護者 避難行動要支援者	

項目	概要	根拠
(エ) 武力攻撃事態等 合同対策協議会 関係	国が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合の連携について追加 国・県の対策本部との連携 (P50) 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、当該協議会への参加に努めることについての記載を加える。	
(オ) 大規模集客 施設関係	大規模集客施設等における避難住民の誘導について追加 避難住民の誘導 (P63) 市が、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることについての記載を加える。	
(カ) 救援事務 移管関係	救援の措置について変更 救援の基準等 (P67) 武力攻撃事態等への対処における救援の基準の告示などを変更する。	
(キ) 訓練関係	NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練などについて追加 訓練 (P32) NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等についての記載を加える。	
(ク) 避難施設 関係	県が行う避難施設の指定に関して、市が行う情報提供について追加 避難施設の指定への協力 (P36) 市は、県が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、県に協力することについての具体的な記載を加える。	
(ケ) 周知関係	弾道ミサイル発射時における情報の周知などについて追加 避難住民の誘導 (P63) 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、平素から周知に努めることについての記載を加える。	
(コ) 核攻撃等の際の 汚染地域 拡大防止 関係	核攻撃等を受けた場合の汚染拡大防止のための必要な措置などについて追加 武力攻撃事態 (P18) 核攻撃等においては、避難住民等のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講ずることについての記載を加える。	
(サ) 市の地理的、 社会的特徴 の変更	地理的特徴(平均気温等)、社会的特徴(人口分布等)を平成28年度の値に更新 地理的特徴、社会的特徴 (P10~13) 市の平均気温、平均雨量や地区別の人口の経年変化のデータを更新する。	
(シ) 用語の名称 変更等	「武力攻撃事態等対策本部」等の名称変更及び法令などの変更に伴う名称の変更 名称の変更など 法令改正などを受け、変更された名称を新名称に変更する。 障害者 障がい者 (P3ほか) 文部科学省、経済産業省 原子力規制委員会 (P37) 薬事法 医薬品医療機器等法 (P37) 航空機攻撃等 航空攻撃等 (P66) 厚生労働大臣 内閣総理大臣 (P67) 施行者 施工者 (P69) 震災廃棄物対策指針 災害廃棄物対策指針 (P85) 武力攻撃事態等対策本部 事態等対策本部 (P97) 用語解説への新たな用語の追加など Em-Net(エムネット) (P93) J-ALERT(ジャラート) (P95)	

修正の根拠(:国民の保護に関する基本指針、 :長野県国民保護計画、 :国民の保護に関する基本指針及び長野県国民保護計画、 :その他)